高校・大学進学を支援

学習塾等受講料・学校受験料を無利子で貸付　入学すれば返還免除

受験生チャレンジ支援貸付相談窓口では、中学3年生・高校3年生等の受験生がいる世帯に対し、学習塾・受験対策講座等の受講費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けています。貸付条件など制度の詳細は、お気軽に電話でお問い合わせください。

人 次のすべてに該当し、中学3年生、高校3年生等のこども(20歳未満)を養育している方

○世帯の生計の中心者

○世帯収入が一定基準以下である(給与収入・年金収入がある場合は表1、事業所得等がある場合は表2参照)

○預貯金等資産の保有額が600万円以下である

○土地・建物を所有していない(現在住んでいる住宅・土地については除く)

○貸付対象者および養育しているこどもがともに都内に1年以上居住している

○生活保護世帯でない

○本資金の連帯保証人になっていない

○他の公的資金の返済を滞納していない

※その他、連帯保証人等の条件あり

表1　総収入の目安

世帯人数	総収入/給与収入等(年間)	
	一般世帯	ひとり親世帯
1人(単身)	1,797,000円	1,797,000円
2人	2,717,000円	3,018,000円
3人	3,343,000円	3,788,000円
4人	3,864,000円	4,415,000円
5人	4,415,000円	4,832,000円
6人	4,983,000円	5,412,000円

※収入から家賃(一定額)を控除できる場合があります。詳細は窓口へご相談ください。

表2　合計所得金額の目安

世帯人数	合計所得金額/事業所得等(年間)	
	一般世帯	ひとり親世帯
1人(単身)	1,078,000円	1,078,000円
2人	1,722,000円	1,933,000円
3人	2,160,000円	2,850,000円
4人	2,551,000円	2,992,000円
5人	2,992,000円	3,325,000円
6人	3,446,000円	3,789,000円

【貸付金の対象範囲・金額】

○学習塾等受講料：学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室にかかる受講料。中学3年生・高校3年生等ともに20万円まで(上限)

○受験料：高校、大学、専修学校、各種学校の受験料。中学3年生は27,400円(1回あたり上限23,000円・4回分まで)、高校3年生等は8万円(回数や1回あたりの上限なし)

【返済の免除】こどもが高校、大学等に入学した場合は貸付金の返済が免除になります。

【受付時間】平日午前9時～正午、午後1時～5時

問 受験生チャレンジ支援貸付相談窓口(区役所2階福祉事務所入口すぐ、保護第一課隣)
☎(3647)9660
FAX(3647)9663

区政最前線

区長室から

江東区長　山崎孝明

「帰属問題」断腸の思いで調停申請へ

6月22日、私は区議会議長と東京都庁で大田区の松原区長にお会いし、中央防波堤埋立地の帰属問題の解決に向けて話をしました。本区と大田区は互いに100％の帰属を主張しており、昨年4月から事務方の協議を重ねて、両区の主張・反論を展開し、双方の主張内容に理解を深めて論点整理を行ってきました。

中央防波堤埋立地は、ごみ問題による江東区民の負担と犠牲のうえに造成されたものであることから、全部が本区へ帰属されることが当然と考えます。しかし、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会前までの解決を図るため、今回の会談で東京都へ自治紛争調停を申請することで両区の意見が一致しました。

全島帰属を主張する本区としては、たとえ一坪たりとも大田区へ行くことは断腸の思いです。しかし両区が互いに我慢する、譲り合うと腹をくくらなければなりません。調停を申請すると両区に一定の割合が示されます。それを受け入れることは辛く苦しい思いが私にはあります。

過去にも帰属問題を自治紛争調停により解決したことがあります。現在、多くの人でにぎわう青海、台場地区の13号埋立地ですが、江東区、港区、品川区が帰属を譲らず、昭和57年に東京都の調停により、江東区7割、港区2割、品川区1割で決着しました。

今後の具体的な対応等に関しては、区議会とご相談のうえ、検討してまいりますが、調停申請を行った場合には両区で足並みを揃えた対応が不可欠です。本区の長年に渡る最重要課題を、区民・議会・行政が一丸となって、早期解決に向け全力で取り組んでまいります。

介護保険サービスの利用者へ

新しい負担割合証を7/12(水)発送

要支援・要介護認定を受けている方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に、8月1日(火)からのご自身の負担割合を示した「負担割合証」を7月12日(水)にお送りします。

65歳以上の方の介護保険サービス利用者負担割合は、一定以上の所得(本人の合計所得金額が160万円以上で、年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上)がある方は2割、それ以外の方は1割となります。

※高額介護サービス費の支給による負担上限があるため、2割対象者すべてが2倍の負担になるわけではありません。

問 介護保険課資格保険料係
☎(3647)9493
介護保険課給付係
☎(3647)9498
FAX(3647)9466

突出看板等の実態調査を実施

安全な道づくりにご協力を

皆さんの共有財産である区道の公平な使用および適正な利用を図るため、区が委託した調査員による、区道上の突出看板等の実態調査を行っています。実態調査とは、調査員が道路上にある突出看板等の面積や表示内容の確認、計測や写真撮影などを行うことです。

また広告主を確認するため、調査員が看板のことについてお伺いすることもあります。正確な調査ができるようご協力をお願いします。

[調査期間]
7月～11月

[調査予定区域]
深川地域の一部および城東地域

民営自転車駐車場の整備費を補助

駅周辺などの放置自転車を解消

新設・増築・改修が対象

区では放置自転車の解消を図るため、駅周辺などで民営自転車駐車場を設置・運営する方に対して、その設置経費の3分の1以内の額を補助します(上限500万円。ただし予算の範囲内とします)。自転車と原動機付自転車が混在する駐車場の場合は、原動機付自転車駐輪部分も補助対象となります(原動機付自転車のみの駐車場は対象外)。

[補助要件]

①～④のすべてを満たすこと。

①江東区内に自転車駐車場を新設、増築または改修(既存自転車駐車場の機器の入替)する事業であること

②誰でも利用可能な自転車駐車場であること(施設利用者や特定のマンション住民専用の自転車駐車場は対象外)

③鉄道駅の周辺、商業施設および観光地周辺など、放置自転車が発生する見込みが高いまたは現に発生している地域であること

④当該自転車駐車場を補助金交付後3年以上経営する見込みがあること

その他詳細は、区ホームページをご覧ください。

問 交通対策課自転車対策係
☎(3647)4789
FAX(3647)9287

道路の占用許可を忘れずに

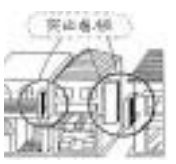

区道に突出して看板等を設置する場合は、設置基準を守ったうえで、道路占用申請を行い、区からの許可を受けることが必要です。お店や会社の看板は、小規模のものであれば占用料金が全額免除または一部免除になります。

○減免基準

[占用面積2㎡以下]
全額免除

[占用面積2㎡～5㎡以下]
2㎡分を免除

[占用面積5㎡を超える物]
免除なし

申請方法や設置基準は区ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

調査員は身分証明書を携帯

調査員は必ず区の発行する身分証明書を携帯しています。また、区道の占用料金は道路占用者が金融機関を通じて支払うため、区役所の職員が直接徴収したり、調査会社等が徴収したりすることはありません。

問 道路課道路占用係
☎(3647)9689
FAX(3647)8454

毎週水曜、区役所本庁舎および豊洲特別出張所(豊洲2-2-18豊洲シビックセンター3階)の窓口時間を午後7時まで延長しています。
取り扱い業務の詳細については各担当窓口へご確認ください。

凡例
時 日時　場 場所　集 集合　人 対象・定員　費 費用　内 内容　師 講師　保 一時保育　締 締切日　申 申込　問 問合先　HP ホームページ　e Eメール